告示

日号外ジペー

○内閣官房
一　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に基づく対象施設の敷地等の指定　二〇　二
○内閣府
一〇六　災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定に基づき、特定災害対策本部を設置する件　一三　特68
一〇七―一　構造改革特別区域計画を認定した件　一六　三
一一二―二　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　一六　三
一一三―一七　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　一六　四
一一八　公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める件　二〇　二
一一九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件　二七　196　三八
一二〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第四号の規定に基づき内閣総理大臣が定める措置の一部を改正する件　二七　196　三八
一二一　人工衛星等の打上げ及び人工衛星等の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める金額を定める件　三〇　四

○内閣府、総務省
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件　二七　196　三八
○内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省
一　株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示　六　182　四五
○内閣府、財務省
一五　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　二　176　一七
○内閣府、文部科学省、厚生労働省
一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　198　三六
○国家公安委員会
四四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人暴力追放大分県民会議）から適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があった件　一六　四
四五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件　一六　四
四六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人茨城県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件　一六　四
四七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　一六　四
四八　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二七　一
○個人情報保護委員会
三　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示　二　176　一八
四　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示　二　176　一四
五　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示　二　176　一三
六　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示　二　176　一四
七　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）　二　176　一五
八　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件　二三　三
九　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件　二五　194　四
一〇　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件　二五　194　二七
一一　特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件　二五　194　三五
○金融庁
四四　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　三一　198　三九
○金融庁、法務省、財務省
六　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二三　三
○総務省
二七九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　三　二
二八〇　競馬を行うことができる町を指定する件　四　三
二八一　特定国外派遣組織を指定する件　六　一
二八二　家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件　一〇　一
二八三　特定国外派遣組織を指定する件　一六　四
二八四　平成十七年総務省告示第四百七十号の一部を訂正する件　一八　189　一